

現場代理人の兼務に関する手続要領

平成 25 年 5 月 22 日 行財政局長決定

最終改正 令和 7. 3. 29

(目的)

第 1 条 この要領は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、兼務に関する手続について定めるものとする。

(兼務の対象となる工事)

第 2 条 契約金額が 4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）未満の工事（単価契約による工事を除く。）の契約を締結する際に、現場代理人は、次の要件を全て満たす場合は現場代理人又は技術者として 3 件まで兼務することができる。

- (1) 兼務する 3 件が神戸市発注工事（水道局・交通局発注工事を含む）であること
- (2) 既に契約を締結している工事の契約金額が、4,500 万円（建築一式の場合は 9,000 万円）未満であること

2 前項の規定に関わらず、現場代理人は、次の要件を全て満たす場合は現場代理人又は技術者として 3 件まで兼務することができる。

- (1) 兼務する 3 件が神戸市発注工事（水道局・交通局発注工事を含む）であること
- (2) 契約工期が重複すること
- (3) それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること
- (4) 同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を受けていること

3 前 2 項の要件を全て満たす工事であっても、工事内容等により兼務が認められない場合は、特記仕様書等において明示する。

第 3 条 削除

(現場代理人の責務について)

第 4 条 現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事しているときであっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

(合併工事の取扱い)

第 5 条 合併入札に付した工事については、第 2 条の規定に関わらず、それぞれの工事において、現場代理人を兼務することができる。

(常駐を要しない期間について)

第 6 条 次の各号に該当する期間は、現場代理人は常駐を要しない。

- (1) 契約の締結後、現場施工に着工するための期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成 25 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成 25 年 8 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成 27 年 8 月 1 日以降に契約する工事に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和 4 年 10 月 24 日以降に契約する工事に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和 5 年 1 月 1 日以降に契約する工事に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和6年4月1日以降に契約する工事に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和7年2月1日以降に契約する工事に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和7年4月1日以降に契約する工事に適用する。